

○ 美幌・津別広域事務組合職員定数に関する規則

〔平成3年3月7日〕
規則第3号

改正 平成11年3月25日規則第2号

第1条 この規則は、美幌・津別広域事務組合職員定数条例（平成3年条例第2号）第2条に基づく所属別職員定数は、次の各号に定めるところによる。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 事務局 | 1人 |
| (2) 消防本部 | 7人 |
| (3) 美幌消防署 | 48人 |
| (4) 津別消防署 | 21人 |

附 則

（施行時期）

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
（関連規則の廃止）
- 2 美幌・津別消防事務組合職員等定数条例に関する規則（昭和50年規則第2号）は、廃止する。

附 則（平成11年規則第2号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

（美
津
二
十）